「選挙権年齢引き下げに伴う正しい社会科教育を！」

日本領土領海戦略会議 研究担当理事
福井大学 准教授
竹本 拓治

二〇一六年六月に施行された改正公職選挙法では、選挙権年齢が十八歳に引下げられた。義務教育を終えて三年の若年世代に、私たちは自信をもって選挙権を与える領土・領海問題等の教育を行ってきたであろうか？

我が国の教育基本法、第二条（教育の目標）では、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する…」とされ、中学校学習指導要領の社会科の目標では、「我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を深め…」との文言がある。

自民党資料によると（※1）、公民的分野において、北方領土・竹島が「我が国固有の領土であること」「不法に占拠されていること」の双方を明記した教科書は、調査七社中、育鵬社、自由社、東京書籍の三社であった。

実際に中学校公民の教科書を確認すると、自民党資料が示した各社の領土・領海問題等への点検項目といった形式基準では可としている教科書同士でも、質的な度合いが異なる。育鵬社では、本文でいうこと」とする写真と解説付きのコラムを掲載している（図2参照）。領土・領海問題とは異なるが、北朝鮮による日本人拉致事件や、国歌「君が代」にも丁寧に触れている（※2）。一方、他社教科書では、学習指導要領の目標に従い、領土・領海問題等への最低限の言及に止めたものが多かった。

しかし平成二十八年度に全国の中学校で使用する教科書の発行者別製品は、例えば中学公民のシェアでは、東京書籍五十八・六%、教育出版十二・七%、日本文教出版十一・三%、帝国書院十・四%と続き、育鵬社のシェアは五・七%に留まっている（※3）。

わが国では自虐史観による偏向教育が指摘されてきたが、それが近現代史で起こった領土領海問題に関する国際政治・外交の公民教育に影響している。一九四五年の旧ソ連による北方領土、一九五二年の韓国・李承晩ラインによる竹島、この二つの不法占拠は、決して容認できるものではない。しかし戦後七十年を経過して、未だ解決に至らない原因について、我々は口シアや韓国だけに非難の目を向けるのではなく、我々の内なる教育も考察せねばならない。

我が国の教育は一九四五年から一九五二年まで、GHQ（連合国軍最高司令官総司令部）による、WGIP（War Guilt Information program）により、大きく変化した。WGIPは「一般的に、日本人に戦争についての罪悪感を徹底的に叩き込む教育とされているが、なぜそのような教育が必要だったのであろうか。それは米国史観を押し付ける必要があったと解釈できる。例えば、十万人を超える民間人が死亡した原爆投下は、正常な論理的思考をもては被害国の国民は加害国に対し、間違いなく極度の否定的な感情を抱く。日本国民の程度の差はあれ、日本国民が米国へもつ感情はそうではなかった。つまり米国史観で洗脳されるということは、明らかに間違った出来事でさえ直視せず、解決や非難の行動をさせない側面をもっていたのである。そしてその教育は日教組を通じ、脈々と受け継がれてきた。しかしどのような完璧な教育も、またどのように堅牢なハードも、時間とともに徐々に風化する。時間の経過とともに、日教組の組織力は衰え、社会科教育についても見直しの動きが生まれる。一九九六年に「新しい歴史教科書をつくる会」が結成され、後に自由社と提携し、教科書を出版する。

また二〇〇七年には、当時の安倍内閣が「我が国と郷土を愛する態度を養う」等を盛り込んだ改正教育基本法を成立させ、それに伴う形で「新しい歴史教科書をつくる会」から分離独立する形で「改正教育基本法に基づく教科書を出版している。

さらに外部環境の変化が挙げられる。それは二〇一〇年の尖閣諸島中国漁船衝突事件、そして二〇一二年の尖閣諸島国有化である。二〇〇九年に自民党から民主党に政権が移っており、この時期の我が国と一部の国々との関係の悪化は決して好ましいものではなかったが、不幸中の幸いというべきか、我が国民の安全保障問題や近隣諸国との外交への関心、領土・領海問題への理解はこれまで以上に進んだ。

再び二〇一二年に安倍内閣が発足し、先の政権時の外部環境の影響も加わり、外交及び安全保障問題への国民の関心も高まる。このような国内外の環境の変化は、義務教育における社会科教育にも波及した。我が国の中学校の教科書採択は、国立学校、私立学校は学校毎で教科書を決定するが、「採択」において、場合は教育委員会が採択権をもつ。二〇一六年度においては、これまでの横浜市に加え、大阪市、金沢市などの大都市でも育鵬社の教科書の新規採択が国民に対して適当さが許されるものではない。当然、正確な理解もきちんとした議論もできない話題性だけの団体活動などもしてほしくない。正しい領土・領海問題意識を持ち、その上で我が国がこれまで見過ごしてきた、我が国民が国民自身の意思で国家の命運を決める権利をもつことを意味する。若年世代だからこそ、義務教育を修了後、そして中学校公民を学んでから、わずか三年後の世代が、我が国の命運を決める権利を有することは、極めて危険なことである。

（※1）自民党「中学教科書7社の比較調査」より
（※2）育鵬社「中学校公民教科書」より
（※3）産経新聞二〇一五年十月三十一日「二十八年度中学教科書 育鵬社、シェア伸ばす 公民一・四倍、歴史一・六倍」より

日本領土領海戦略会議 研究担当理事
福井大学 准教授
竹本 拓治

（図3）育鵬社中学校公民教科書では見開きに「私たちを取り巻く課題」として、北方領土、竹島、尖閣諸島を挙げている。

（図2）育鵬社中学校公民教科書コラム「領土を取り戻す、守るということ」

（図1）育鵬社中学校公民教科書「領土と領海の説明に関するページ」

会員募集中

日本領土領海戦略会議では、内閣府認証のNPO法人として領土問題解決に向けた国民意識の醸成を目的に、公益社団法人日本青年会議所の卒業生を中心に、全国十箇所に支部を持ち国民運動を推進しています。どうかこの機会に、私どもが推し進める国民運動にぜひご参加ください。

三菱東京UFJ銀行
【越谷支店普通預金】
口座番号　【0024730】
口座名称
【特定非営利活動法人日本領土領海戦略会議】
郵便振替
【ゆうちょ銀行　〇三八支店　普通預金】
口座番号
【記号一〇三四〇　番号二三一一九〇八一二】
口座名称
【特定非営利活動法人日本領土領海戦略会議】

新役員人事のお知らせ

名誉顧問　下條 正男
顧問　磯 和典　監事　村川修一
顧問　徳増栄治　監事　釼持賢祐
顧問　落合秀人　財務監事　須藤 紳次郎
顧問　星崎達矢　理事長　藤井立秀
参与　北嶋 仁　専務理事　竹本拓治
参与　野村啓介　理事（褒章局長）　佐藤一英
参与　理事（事務局長）　川村憲一
理事（財務局長）　鈴木健一
理事（広報戦略局長）　瀧田貴夫

公式ホームページを立ち上げました。これまでのブログに加えさまざまな情報を当NPO上席政策調査員よりリアルタイムに伝えて参ります。
公式ホームページ
（http://japaneseterritory.com）

特定非営利活動法人　日本領土領海戦略会議（内閣府認証　府国生第六二六号）

望郷

「望郷」とは
未だ返らぬ島への想いと希望を込めて

二〇〇八年度　社団法人　日本青年会議所　領土・領海問題委員会メンバーが中心となり、領土領海問題に対する国民意識の醸成を目的に設立された内閣府認証NPO法人です。志を共有する同士と協力して参ります。

発行人/藤井立秀
編集局長/竹本拓治

編集発行先住所　千代田区神田小川町3-10 Sビル駿河台 3階
TEL 03-5843-9504　FAX 03-5843-9505

口座番号　記号10340　番号22190821
加入者　「特定非営利活動法人日本領土領海戦略会議」
（公式ホームページ: http://japaneseterritory.com）

「戦後七十年の節目、日本人が知るべき近代史」

自由民主党 参議院議員
元航空自衛官
宇都隆史

義務教育において授かる社会科（歴史）の授業において、多くの国民が「近代史を習わない」という点がある。歴史で習うべきは自国のことに関わっているのかを学ぶことができる。我が国の歴史教育は、それが自分の祖先や自分自身の存在にどのように関わっているのかを学ぶことができる。我が国の歴史教育は、それが自分の祖先や自分自身の存在にどのように関わっているのかを学ぶことができる。

受験科目の対象であるかどうかによって、いとも簡単に削減され必須科目から外されるという事態が長く続いた。ともすると、一般の学校教育では、これらの要素の断片的な事象だけを切り取り、西暦と突き合わせて「何年に何が起きたか」という暗記物となってしまうから生徒には何ら面白味がなく、将来何の役に立つのかが理解できないで。しかし、「幸福追求の最大の敵である戦争を如何に回避すべきか」という視点に立てば、これほどまでに生きる上で有益な科目はなく、学び手に多くのことを教えてくれる。私達が学ぶべきことは「二度と過ちを繰り返しません」という反省の仕方ではなく、歴史から戦争を学び、それを回避するための具体的知識と手段ではあるまいか。そのためにも、今こそ私達は先の大戦をもう一度学ぶ必要があり、先にしか平和で繁栄した日本の未来を築けないことを心に留めるべきである。

戦争がいつ終わったのか、いつから日本は平和な状態に復帰したのかを知らない者が多い。一般的にメディア等では、昭和二十年八月十五日を「終戦記念日」として扱っている。しかし、先の大戦における区切りを八月十五日に設けているのは世界各国で我が国と韓国だけであり、米、英、仏、露、加では九月二日、中国では翌日の九月三日を同記念日としている。

日本政府は二発の原爆投下とソ連の参戦により、戦争終結に向けてようやく重い腰を上げ、八月九日深夜～十日における御前会議によって天皇陛下自らの御聖断の下った「ポツダム宣言の受諾」が決定される。御聖断の下った御前会議の後三日間で内閣書記長：迫水久常、内閣官房尉側漢学者：川田瑞穂を中心として「終戦の詔書」が書き上げられ、十四日閣議にて決定され、同日に連合国に対しポツダム宣言受諾の旨が口頭により通知された。「終戦の詔書」を天皇陛下ご自身の肉声にて録音したものを八月十五日正午のラジオ放送にて流したものが、いわゆる「玉音放送」である。戦争の終結を国民にあまねく周知するため、当時普及率が四十%であったラジオ放送という手段がとられた。また、これを受け、翌日には違いないが、史実としては連合国より発出されたポツダム宣言を受諾し、実質的戦闘を停止させたいわゆる「停戦の日」であって、史実として戦争の終結を意味する日ではない。

同年九月二日、東京湾に浮かぶ米国艦艇ミズーリの艦上において、政府代表：重光葵（外務大臣）と軍部代表：梅津美治郎（参謀総長）が日本の代表となり、マッカーサー（連合国軍最高司令官）との間で降伏文書への調印式が行われた。降伏文書には、「軍の無条件降伏、公務員における指揮人事権の移譲、国家統治権（主権）の剥奪」等が含まれており、ここでポツダム宣言にいう降伏条件の内容は外交文書として正式に固定化され、日本の敗戦が国際法的にも史実としても、決定付けられるのである。千戈を交えた者同士の間で、正式な勝ち敗けが法的に決定づけられた瞬間であり、各国が対日戦勝記念日に指定している歴史的根拠である。つまり、この日は日本が連合国に敗けた「敗戦の日」であって、主権を失った呪わしい「亡国の日」でもある。日本はこの日を境に国家統治権を失い、連合国軍総司令官総司令部（GHQ）の統治下において対日占領政策に従い、日本の国家体制の解体がいわゆる「即時戦闘行動を停止すべし」という命令が下る。つまり、八月十五日は、過去の日本政府が戦争終結のための決心を行った日という意味では大きな戦争の節目となるが、史実としては連合国より発出されたポツダム宣言を受諾し、実質的戦闘を停止させたいわゆる「停戦の日」であって、史実として戦争の終結を意味する日ではない。

同年九月二日、東京湾に浮かぶ米国艦艇ミズーリの艦上において、政府代表：重光葵（外務大臣）と軍部代表：梅津美治郎（参謀総長）が日本の代表となり、マッカーサー（連合国軍最高司令官）との間で降伏文書への調印式が行われた。降伏文書には、「軍の無条件降伏、公務員における指揮人事権の移譲、国家統治権（主権）の剥奪」等が含まれており、ここでポツダム宣言にいう降伏条件の内容は外交文書として正式に固定化され、日本の敗戦が国際法的にも史実としても、決定付けられるのである。千戈を交えた者同士の間で、正式な勝ち敗けが法的に決定づけられた瞬間であり、各国が対日戦勝記念日に指定している歴史的根拠である。つまり、この日は日本が連合国に敗けた「敗戦の日」であって、主権を失った呪わしい「亡国の日」でもある。日本はこの日を境に国家統治権を失い、連合国軍総司令官総司令部（GHQ）の統治下において対日占領政策に従い、日本の国家体制の解体がいわゆる「ありとあらゆる国の根幹をなす制度・法律が占領軍によって変更された。最たるものは憲法である。現行の日本国憲法は、GHQにより敗戦からわずか数カ月で起草変更され、昭和二十二年五月三日に公布された。これらの主要な法改正は、日本の国家統治権（主権）が存在しない状態の中で行われたという意味で、国際法違反である可能性が高い。一八九九年制定のハーグ陸戦条約では、その附則書第四十三条において、「国の権力が事実上占領者の手に移った上は、占領者は絶対的な支障がない限り、占領地の現行法律を尊重して、なるべく公共の秩序及び生活を回復確保する為、施せる一切の手段を尽くさなければならない」旨が記されている。

話はそれたが、国際法的に戦争の終結とは「講和条約」の締結を持って定義づけられる。つまりその瞬間こそ終戦であり、確たる平和の訪れを意味するのである。日本の戦争が終結するのは、昭和二十七年四月二十八日のことで、日本と米国を含む五十一カ国の間で結ばれた「サンフランシスコ講和条約」が発効した時である。この日こそ正式な「終戦の日」と呼ぶにふさわしい。日本はこの日、晴れて国際社会に復帰したのである。余談だが、条約中にて、第二条b「日本国およびその領水に対する日本国民の完全な主権を承認する」として六年七カ月にわたる占領統治下より国家統治権（主権）を取り戻すと共に、第五条c「日本国が主権国として国際連合憲章第五十一条に掲げる個別的又は集団的自衛の固有の権利を有すること及び日本国が集団的安全保障取極を自発的に締結することができることを承認する」として、日本の独立国家としての自衛権と再軍備が保障されたのである。

多くの先達の犠牲の上に、戦後の平和を享受している我々が、これらの我が国の歴史を知らないというのは誠に情けなく恥ずかしいことである。いま、七十年の節目に、友人・家族と共に戦後を語り合う機会を持とうではないか。

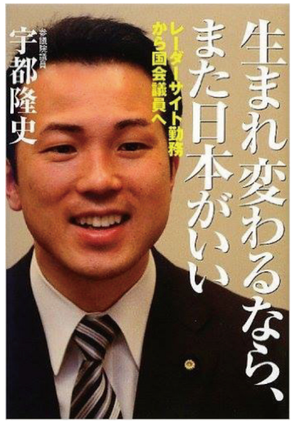

宇都隆史氏

参議院議員　宇都隆史